

一般社団法人全日本かるた作業日当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、当協会会員が専門部活動の一環で在宅作業する場合の手当の支給基準および支給方法等について、必要な事項を定める。

(作業日当の定義)

第2条 この規程で作業日当とは、当協会専門部活動の一環で割り当てられた作業を在宅で1日あたり1時間以上行う場合にその支給する手当のことをいう。

(作業日当の支給と源泉徴収)

第3条 作業日当は、別に定める「作業日当支給申請書」による決裁手続きを経て、第4条表1の基準に基づき当該会員の本人名義の預貯金口座へ振込みにより支給する。

2 大会手当・作業日当に対する源泉所得税は総務部が計算し納付する。

(作業日当の支給額)

第4条 作業日当の支給額は表1のとおりとする。

表1 作業日当支給基準 (単位:円/日)

1日あたりの拘束時間	支給額
1時間以上～5時間以下	1,000
5時間超	3,000

(支給対象者)

第5条 作業日当の支給対象者は当協会会員（正会員、准会員、賛助会員を問わない）とする。
ただし、理事の職に就く会員には支給しない。

附 則

この規程は、2019年12月1日から施行する。